

第14章 福島県養護教育センター

第1節 概要

福島県養護教育センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律67号）第244条第1項の規定に基づき、障害児の教育（以下「養護教育」という。）の振興及び充実を図るために設置された教育機関である。昭和61年4月1日に開所し、以来関係機関と連絡協調しながら、障害児に関する教育相談、教職員の研修、調査・研究、図書・資料の収集・提供、広報・啓発等の事業を行ってきた。

また、平成9年度より組織規則改正による係制の廃止、主任指導主事の配置が行われ、さらに事業体系・組織においても、相談・啓発担当として教育相談系と啓発・連携系、研修・研究担当として研修・開発系と研究・情報系へと組織機構が再編成された。

1 教育相談事業

教育相談事業は障害児、またはその疑いのある就学前乳幼児、児童生徒について、障害の種類や程度に応じた養育、教育、就学及び進路等について適切な措置がとられるよう、保護者や学校、幼稚園、保育所、市町村教育委員会からの相談に対応し、必要に応じて嘱託医や専門機関と連携し検査・観察・診断を行い、専門的かつ総合的観点から教育相談を推進してきた。

本年度は、特に重点として、教育相談、就学相談の適正かつ有効な取り組みを継続的に実施するとともに、早期教育相談の体制作りに取り組んだ。特に当センター所管の相談事業の相談員、児童相談所心理判定員、各教育事務所担当指導主事等からなる、早期教育相談連絡調整会議を初めて開催し、情報交換や相談員としての資質の向上を図る研修に努めた。

また、ミニコミ誌「ふれあいめえる」の配付等を通して、教育相談事業について県民への周知に努めた。

本年度の教育相談の受理件数は、昨年度比で109%、延件数では108%となり、相談件数が増加している。障害種別による相談件数の内訳では、精神薄弱と情緒障害（特に不登校と学習障害等）についての相談が多い。

2 教職員研修事業

本県の養護教育担当教職員を主な対象として、障害児を取り巻く社会の変化や多様な教育ニーズをふまえ、当センターが行っている組織的研究や教育相談等の成果を生かした基礎的・基本的な知識及び技能の習得に関する研修や養護教育に関する専門的知識・技能、一般教養についての研修を実施してきた。

新たな視点から16研修講座に構築した専門研修、経験者研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、初任者研修等の基本研修において、教員の資質、指導力、専門性のさらなる向上をめざした研修事業を推進した。

専門研修講座の総受講者は254名であり、基本研修の総受講者は234名（経験者研修80名、初任者研修47名、その他の研修107名）であった。また、研修の機会を広く多くの教職員に提供するため実施した公開講座（4講座）の聴講者総数は、69名であった。

3 教育調査・研究事業

養護教育センターに課せられた研究機関としての役割と使命を達成するため、本県が当面している養護教育振興上の課題及び学校における教育実践上の具体的課題と関連するものとして、次の調査・研究を行った。

プロジェクト研究Ⅰは、「特殊教育における個別教育プログラムに関する研究」をテーマとして、本年度初めて取り組んだ研究であった。本年度は、その1年次であり、「個別指導計画の作成に関する現状と課題」として、県内の盲・聾・養護学校にアンケートを依頼し、個別指導計画に関する実態調査及び分析等の研究を行った。

プロジェクト研究Ⅱは、「コンピュータ教育支援研究」として「個別の・障害別の子供の実態に応じた入力装置の工夫と活用に関する研究」を取り組んできた。本研究では、肢体不自由児の生活支援、コミュニケーション支援、代行・補助手段としてのコンピュータ活用の可能性を探り、「プッシュマウス」を作製して、肢体不自由教育におけるコンピュータ教育の可能性を探った。

プロジェクト研究Ⅲの「教育相談に関する研究」では、「学校との連携を基盤にした教育相談の在り方に関する研究」として、当センターの機能を十分に生かした教育相談を進めながら、「不登校児に対する心理特性を生かした支援の在り方」についての研究を行った。

これらの研究の成果は、研修講座や教育相談の内容に反映させるとともに、研究紀要第12号として刊行し、併せて第12回当センター研究発表会において発表した。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県養護教育の中心的施設としての機能の充実をめざして広く養護教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう、整備、充実を図ってきた。

本年度は、特に養護教育に関する図書及び教育資料の収集とコンピュータによる検索機能を充実させた。

なお、3月末日現在で養護教育関係図書の蔵書数6,501冊、逐次刊行誌数30種、指導資料数1,863点である。

5 広報・啓発事業

養護教育センターの事業内容及び調査・研究の成果を紹介し、その普及を図るとともに学校及び社会の養護教育に対する理解と認識を深め、併せて人間性を重視した学校教育を推進するための広報活動を行ってきた。

主な事業としては、「所報 養護教育」43、44、45号の発行と「研究紀要」第12号、障害児ハンドブック「心のケアが